



「治療を続けながら働く人を 応援する事業者の皆様へ」

治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。

両立支援はなぜ必要？

- ① 働く世代で病気の人が多い！
 - ・病気を理由に1か月以上休業している労働者がいる企業の割合はがんが21%、脳血管疾患が12%です。
 - ・仕事を持ちながら、がんの治療で通院している人は、32.5万人
- ② がんは不治の病から長く付き合う病気！

日本人の2人に1人が生涯に1度はがんになるといわれています。治療技術の進歩により、かつては「不治の病」とされていた病気も生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しています。
- ③ 病気になった人も仕事を続けたい！

病気になっても働き続けたいとする人は、925%もいます。生計を維持するためや、治療費のためはもちろんですが、自分の仕事に期待してくれる人々がいることは、病気と闘う励みになり、生きがいにもなります。

社員が病気になってしまったが、無理なく働き続けてもらうためには、どうしたら良いのだろうか？
辞められたら困る！



両立支援は、事業者・働く人ともにメリット！

事業者(会社)のメリット

- ・貴重な人材資源の喪失が防げる
- ・継続的な人材の確保、人材の定着
- ・労働者のモチベーションの向上による労働生産性の維持・向上
- ・健康経営の実現
- ・多様な人材の活用



安心して働ける職場・企業の成長へ

働く人のメリット

- ・治療に関する配慮が受けられ、病気の悪化が防げる
- ・治療を受けながら仕事が続けられる
- ・継続して収入が得られる
- ・仕事による社会貢献や自己実現
- ・安心感、モチベーションの向上



京都府地域両立支援推進チーム

両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内の両立支援を推進する関係者（国・京都府・京都市・医療機関・関係団体等）で構成するチームです。

（事務局：厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課）

治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

職場の休暇制度等、労働条件を整備したい

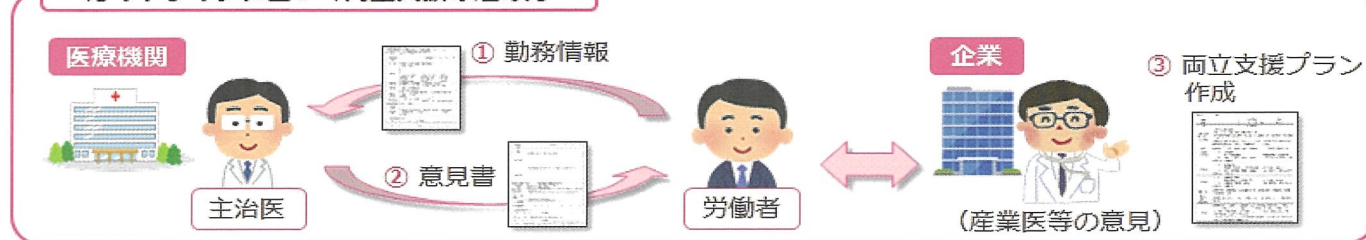
※ 平日：月～金曜日
※ 年末年始・祝祭日を除く

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451	075-241-3221	平日 8時半～17時15分
京都府労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時（土曜は17時）
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	(予約制) 水曜 10時～16時

労働者が働き続けながら治療を続けられる制度を導入したい

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
(両立支援についての相談) 京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーパネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	(予約受付) 平日 9時～16時
(助成金についての相談) 最寄りのハローワーク 又は 京都労働局助成金センター	(助成金センター) 京都市中京区虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階	(助成金センター) 075-241-3269	平日 8時半～17時15分

ガイドラインに基づく両立支援の進め方



障害者雇用安定助成金(障害や傷病治療と仕事の両立支援コース)

環境整備助成

両立支援制度を導入し、かつ、両立支援に関する専門人材を社内に配置した事業主に対して助成

支給対象措置

- 以下の2つを行った場合が支給対象となる。
- 両立支援制度(※)の導入
 - 専門人材(企業在籍型職場適応援助者又は両立支援コーディネーター)の配置

助成額

- 企業在籍型職場適応援助者を配置した場合 **30万円**
- 両立支援コーディネーターを配置した場合 **20万円**

制度活用助成

両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を労働者に適用した事業主に対して助成

支給対象措置

- 以下の2つを行った場合が支給対象となる。
- 両立支援コーディネーターの活用
 - 両立支援制度(※)の労働者への適用

助成額

- 対象労働者が有期契約の場合 **20万円**
- 対象労働者の雇用期間に定めのない場合 **20万円**

(※) 両立支援制度の例：通院等に配慮した休暇制度、障害や傷病特性に配慮した短時間勤務制度、身体の負担に配慮した時差出勤制度等